

廃棄物処理施設の設置等に係る説明会の実施に関する指針

平成27年4月1日施行

改正 令和5年5月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 廃棄物処理施設の設置しようとする事業者が、事前に住民説明会を開催することで、地域住民へ十分な説明責任を果たし、市民の不安を取り除き、良好な関係が構築できることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(基本的姿勢)

第3条 事業者及び地域住民は、相互の立場を尊重し、事業計画に関する相互理解の必要性を認識したうえで説明会に臨むこと。また、説明会の場では、先入観に基づく誤解が生じやすいことから、事業者、地域住民の双方とも、このことに十分注意するよう努めること。

2 事業者は、説明会により地域住民に対して事業計画の内容を十分に周知することができるよう、地域住民には産業廃棄物の処理に関する知識が十分でないことを前提として、事業計画の内容、周辺地域の生活環境に及ぼす影響及び対策等について、具体的かつ分かりやすく説明するよう努めること。

3 事業者は、地域住民が求める情報を自主的に開示するとともに、地域住民から周辺地域の生活環境の保全に関する要望を受けた場合は、積極的に対応するよう努めること。

4 地域住民は、事業計画の内容、周辺地域の生活環境の保全に係る事業者の配慮状況等を確認するため、説明会に積極的に参加し、事業計画に不明確な点がある場合は、事業者に説明を求めるよう努めること。

5 市は、説明会に職員を立ち合わせる等により、その開催状況を把握するとともに、必要に応じて、条例の制度に関する説明を行うこと。

第2章 説明会の準備

(説明会開催前の準備事項)

第4条 事業者は、次に掲げる事項について、説明会開催前にあらかじめ行っておくこと。

(1) 関係する法令等による規制、基準値、処理する廃棄物及びその処理方法並びに周辺地域の生活環境に及ぼす影響及び対策等に関する情報を収集したう

えで、事業計画の内容を十分に理解すること。

- (2) 周辺地域の生活環境を保全するための対策の策定、その評価の手順の確立、自主管理値の設定等により周辺地域の生活環境の保全に配慮した事業計画となるよう努めること。
- (3) 事故や自然災害による施設の被害が発生した場合の周辺地域の生活環境への影響を防止するため、事故や自然災害を想定した緊急時対応マニュアルの整備に努めること。なお、緊急時対応マニュアルの整備にあたっては、あらかじめ周辺地域の状況を十分に把握して、人の健康及び周辺地域の生活環境への被害が最小限となるよう配慮すること。
- (4) 従業員に対して、事業計画及び緊急時対応マニュアルの内容を十分に教育、訓練するよう努めること。
- (5) 地域住民との相互理解を推進する人材の育成に努めること。
- (6) 事業場の責任者、相談窓口の担当者等を選任し、その役割が組織図等により明確となるよう努めること。

(説明会開催範囲)

第5条 事業者は次に掲げる範囲に対して説明会を開催すること。ただし、事業者のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項本文又は法第15条の2の6第1項本文の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる(1)から(3)の範囲に係わらず、生活環境影響調査結果書をもとに生活環境の保全上の支障が生じるおそれのある地域に対して説明会を開催すること。

- (1) ごみ処理施設（焼却施設に限る）、一般廃棄物の最終処分場、産業廃棄物処理施設のうち汚泥、廃油、廃プラスチック類又はその他の産業廃棄物の焼却施設、産業廃棄物の最終処分場、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、PCB関連廃棄物の洗浄施設又は分解施設については、計画地の敷地境界から500mの範囲。
- (2) ごみ処理施設（(1)に該当するものを除く。）、産業廃棄物処理施設（(1)に該当するものを除く。）については、計画地の敷地境界から200mの範囲。
- (3) 上記(1)(2)に加え、添付された生活環境影響調査結果書をもとに生活環境の保全上の支障が生じるおそれのある地域がそれより広いと予想されるときは、当該地域を加えた地域を関係地域とする。
- (4) その他市長が特に必要と認める範囲。

(説明資料等の作成)

第6条 事業者は、次に掲げる事項について説明資料を作成すること。

- (1) 事業計画の内容（廃棄物処理施設の種類、処理能力、設置場所等）
- (2) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果

対象地域の生活環境の保全に関すること

- (3) 生活環境影響調査の方法
 - (4) 計画地の選定理由
 - (5) 当該処分場を廃止した後の土地利用計画（最終処分場に限る。）
 - (6) 意見書提出等の手続き（提出先、提出期限、提出方法、記載内容、様式の入手方法、意見書に対する見解の周知方法等）
 - (7) 問い合わせ先及び担当者
- 2 事業者は、図、イラスト、写真等を用いることにより、説明会参加者が理解しやすい説明資料を作成するよう努めること。
 - 3 事業者は、事業計画に関して説明会参加者が求める情報について整理・検討し、説明会参加者からの質問に回答できるよう準備しておくこと。

（説明会の開催日時等に関する調整）

第7条 事業者は、説明会の開催日時、会場等を決定するにあたっては、説明会参加者にとって参集しやすい時間、参集の便の良い会場等を考慮する必要があることから、原則として関係住民のうち次に掲げる者とあらかじめ調整を行うこと。ただし、これによりがたい事情があるとき又は該当する者が少数であるときは、それぞれ個別に対応することができるものとする該当する者が存在しないときその他特段の事情があるときはこの限りではない。

- (1) 隣接地の所有権原者及び使用権原者
 - (2) 周知地域内に居住する者が所属する自治会等の代表者
- 2 事業者は、説明会を開催するにあたっては、市長に説明会開催届出書を届け出るとともに、あらかじめ廃棄物処理施設の概要について、印刷物の配布その他適切な方法により、地域住民に周知を廃棄物処理施設の設置に係る申請をしようとする60日前までに行うこと。
 - 3 事業者は、説明会開催日を決定するにあたっては、説明会参加者が質問等を整理する時間が必要であることを考慮すること。

（説明会の回数及び開催場所）

第8条 事業者は、事業計画の内容が複雑である場合又は第7条第1項に掲げる者から要望がある場合は、説明会を複数回開催するよう努めること。

- 2 事業者は、周知地域が広範である場合又は第7条第1項に掲げる者から要望がある場合は、説明会を複数の場所で開催するよう努めること。
- 3 事業者は、説明会を周知地域内で開催すること。ただし、説明会参加者を収容するための十分な広さを有する施設が存在しない場合その他周知地域内に適当な会場を確保できない場合は、周知地域以外の地域で関係住民の参集の便のよい会場を確保して説明会を開催することができる。
- 4 事業者は、予定した対象者以外の者が説明会に参加する可能性があることを想

定して会場を確保するよう努めること。

第3章 説明会の開催

(説明の方法)

第9条 事業計画の説明は、原則として事業者本人（法人にあつては代表者又は担当役員）が行うこと。ただし、技術的、専門的事項の説明等必要があるときは、事業者、設備の設計又は施工業者、生活環境影響調査の受託業者、若しくはコンサルタント業者等の従業員等に説明を行わせることができる。

事業者は、説明会を開催するに当たっては、説明会開催届出書により、市に届け出るとともに、あらかじめ廃棄物処理施設の概要について、印刷物の配布その他適切な方法により、地域住民に周知すること。

2 事業者は、第6条第1項により作成した説明資料を説明会参加者に配付し、次に掲げる事項に留意して事業計画の内容、周辺地域の生活環境に及ぼす影響及び対策等を具体的かつ分かりやすく説明するよう努めること。

(1) 説明会参加者には産業廃棄物の処理に関する知識が十分でないことを前提とし、専門用語の使用を可能な限り避け、分かりやすい言葉を使用して説明すること。

(2) 周辺の生活環境に及ぼす影響については、法令等による規制項目の説明、その規制値並びに自主管理値を併せて示すことや、例えば騒音の場合には、当該計画により想定される騒音レベルと同程度の音を発生する身近な事例を例示すること等により、その影響の程度を分かりやすく説明できるよう工夫すること。

3 事業者は、説明会参加者に対して、説明会の区分毎に定められた事項を口頭又は書面の配布により周知すること。

(説明会の進行等)

第10条 説明会には、説明会の進行を担当する進行役を置くこと。

2 進行役は、双方向的な対話型の説明会となるよう配慮すること。なお、議論の誘導はしないこと。

3 進行役は、説明会参加者が説明の内容を理解できていないと認めるときは再度わかりやすく説明するよう説明者に要請すること。

4 進行役は、説明会参加者からの質問等に不明確な点がある場合は、これを明確にした上で、進行にあたること。

(説明会参加者の留意事項)

第11条 説明会参加者は、周知されている廃棄物処理施設の概要について把握し、事業計画の内容の確認に努めること。

2 説明会参加者は、進行役の指示に従い発言すること。

3 説明会参加者は、事業計画の内容を確認するために必要と認めるときは、事

業者に説明会を再度開催するよう要請すること。なお、この場合においては、事業者の説明会を再度開催することが必要である理由を明らかにすること。

(質問等に対する回答)

第12条 事業者は、説明会参加者からの質問等に誠実に回答すること。ただし、次に掲げる事情があるときはこの限りではない。

- (1) 事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する可能性があるとき。
- (2) プライバシーに関わる事項が含まれるとき。
- (3) その他回答できない特段の事情があるとき。

2 事業者は、説明会参加者からの質問等に回答できない場合は、その理由を説明すること。

(説明会の実施状況に関する記録)

第13条 事業者は、説明会で行った説明の内容、説明会参加者からの質問及びそれに対する回答について、確実かつ正確に記録すること。なお、録音・録画等を行う場合は、あらかじめ説明会参加者の了解を得たうえで行うものとし、説明会参加者のプライバシーに十分配慮すること。

(説明会が開催できないときの措置)

第14条 事業者は、地震、台風、交通の途絶その他やむを得ない理由により説明会を開催することができなくなったときは、直ちに関係住民に理由を付してその旨を伝えるとともに、市に報告すること。

2 事業者は、1により説明会を開催しなかった場合には、速やかに代替となる説明会の日時、会場等を調整すること。なお、この調整にあたっては、第7条第1項によること。

3 事業者は、2により代替となる説明会を開催するときは、あらかじめ周知計画変更届出書を市に提出すること。

第4章 説明会開催後の対応

(再度の説明会の開催等)

第15条 事業者は、第11条第3項により再度の説明会の開催を要請されたときは、これに応じること。ただし、次に掲げるときはこの限りでない。

- (1) 再度の説明会を開催することが必要である理由が、既に説明会において説明した事項に係るものであり、十分に説明したと認められるとき。
- (2) その他特段の事情により再度の説明会を開催することが困難なとき。

2 事業者は、説明会参加者から類似施設の実地見学の実施を要請されたときは、これに応じるよう努めること。

3 事業者は、1により再度の説明会を開催するときは、あらかじめ周知計画変

更届出書を市に提出すること。

- 4 事業者は、第11条第3項による再度の説明会の開催若しくは本条第2項による類似施設の実地見学の実施に係る要請に応じないと判断したときは、理由を付してその旨を掲示等の方法により関係住民に対して周知すること。

(事後評価)

第16条 事業者は、説明会における事業計画の内容の説明状況を事後評価し、事業計画書に反映させることが必要と判断される事項がある場合には、事業計画を変更すること。

- 2 事業者は、前項の規定により事業計画を変更するときは、あらかじめ事業計画変更届出書を市に提出すること。

(説明会等の実施状況に係る報告書の公表)

第17条 事業者は、説明会終了後、市規則第44条第3項に規定する説明会実施状況報告書(第23号様式)を市に提出したときは、当該報告書を事業者が開設するインターネットのホームページへの掲載等の方法により公表することが望ましい。